

多様な視点からの復興への活動ポイント集

令和5年12月改訂版

復興庁男女共同参画班



はじめに

東日本大震災の発災から10年が経過しようとしております。その間、復興に向けて様々な分野の取組が官民挙げて行われてきました。復興庁男女共同参画班では、自治体や震災復興支援に取り組む団体や関係機関、個人の方の参考となるよう、主に女性が中心となって行われている復興関連の取組事例や、取組を行っている女性を支援する事例等を中心に取材し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」(以下「参考事例集」という。)として紹介してきました。

「多様な視点からの復興への活動ポイント集」(以下「ポイント集」という。)では、参考事例集をまとめるなかで見えてきた、課題解決に結びつく共通の活動のポイントを女性だけでなく、子ども、障害者、高齢者など多様な視点から抽出・分類しました。抽出しまとめるにあたり、参考事例集のほか、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、熊本地震などの災害における取組に関する各種資料やNPO等のホームページなどの公開情報も参照しております。

本ポイント集が、東日本大震災の被災地における復興活動や防災活動、また、今後起こり得る災害からの復興推進に携わる皆様のお役にたてることを願っております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策との関係で、本ポイント集で掲載したポイントをそのまま適用できないケースもあり得るかと思じます。活動の時期や状況に応じて十分にご留意頂きますようお願いいたします。

令和2年10月

東日本大震災から12年以上が経過し、その間、人々の意識や社会状況の変化に伴い、男女共同参画の視点からの防災・復興のあり方もアップデートされてきています。このため、ポイント集の内容を改訂いたしました。

国内では、毎年のように自然災害が起きています。住宅の損壊等により避難所で生活し、仮設住宅などの新たなコミュニティで生活するような状況は、誰にでもおとずれる可能性があります。本ポイント集が、被災時から復興までの道のりの間、当事者の人権が尊重され、多様な人々の多様なニーズが受け入れられ、災害時に「我慢は当たり前ではない」ことが社会に浸透していく一助になるよう願っております。

令和5年12月

***** 目次 *****

ポイント	状況・場面と対象	ページ
「誰にでも」の配慮、「違い」への配慮	避難所等運営＞だれでも	1
早期調査で必要な人に必要な物資を	物的支援＞だれでも	2
避難所施設の環境整備	避難所等の整備＞だれでも	3
暴力・性犯罪を起こさない	性犯罪＞女性・子ども	4
家族内だけの問題ではないDV・虐待	DV・虐待＞だれでも	5
「人権」を尊重する	人権＞だれでも	6
遊び場の確保	環境づくり＞子ども	7
子どもの心を「遊び」でケアする	心身の健康＞子ども	8
運動不足を解消する	健康づくり＞子ども	9
親と子が共に過ごせる時間	環境づくり＞子ども家庭	10
親子の心理的負担を軽減する	心身の健康＞子ども家庭	11
災害後も子どもたちに学ぶ機会を	学習の権利＞子ども家庭	12
子どもの孤食を防ぐ	食事と環境＞子ども家庭	13
多様な子ども家庭への支援	多様な支援＞子ども家庭	14
妊産婦を守る	心身の健康＞子ども家庭	15
セクシャルマイリティへの支援	環境づくり＞多様性	16
どの世代にも支援を	環境づくり＞だれでも	17
孤立を防ぐ取り組み	コミュニティ＞だれでも	18
外国人住民	コミュニティ＞多様性	19
ペットとの避難	避難所等運営＞だれでも	20
支援者への心のケア	心身の健康＞支援者	21
生活を支えるための「移動」支援	環境づくり＞障害者・高齢者等	22
誰もが安心して過ごせる避難所に	避難所等の整備＞災害時要支援者	23
在宅障害者等への支援	環境づくり＞在宅障害者等	24
慢性疾患やアレルギーへの配慮	健康＞だれでも	25
不調や病気に寄り添う	健康＞だれでも	26
生きがいと健康	健康＞だれでも	27
地域の情報発信を担う	情報発信＞だれでも	28
災害の経験と教訓を引き継ぐ	情報発信（伝承）＞だれでも	29
就労と自立への支援	就労支援＞だれでも	30

災害後の避難所は、年齢、家族構成、職業などが違う人々が集い、新たなコミュニティが作られる。誰もが安全・安心に過ごすことができる避難所の運営には、女性も男性も参画し、育児や介護、疾病、障害など様々な個人の状態への配慮を実現できることが重要である。被災者のニーズの把握と実現には、様々な立場、ライフステージ、家庭状況の人々が参画し、違いに配慮した取組みや安全・安心の確保を図ることが大切である。

| 男女共同参画による避難所の運営

かつての災害での避難所運営では、リーダーを引き受けるのは男性、炊事をするのは女性など性による分業など様々な問題点が報告されている。

現在は、防災基本計画などにおいて、女性の参画を促進すること、女性・男性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の多様な意見を反映させること、将来世代（若年層）への支援が手薄にならないようにすることなど、個（パーソナル）への配慮が求められている。また、避難所は、住居を失った被災者の生活空間だけでなく、避難所で生活しない被災者にとっての情報や支援物資を得られる拠点でもある。

| 誰もが意見を言えるように

避難所の開設にあたっては、女性と男性のニーズに対応できるよう、管理責任者や自主的な運営組織には女性も参画できる体制を構築する。

多くの人が過ごす避難所では、プライバシーの保護や感染症対策など様々な優先課題があるが、同じ課題に対するニーズでも、男性と女性には違いがある。また、ニーズは避難生活の時間的な経過で変化していく。妊娠、育児や介護、疾病、障害の状況にある人も遠慮や我慢をせずにニーズを言えること、そのニーズが避難所の運営に反映されることも大切である。

なによりも、平常時から、防災計画や運営マニュアルなどの整備に女性が参画することが重要である。

| 活動のポイント！

- 避難所の管理責任者は女性と男性の両方を配置する。避難所内の自治組織にも女性の参画を促す。
- 女性や障害者、介護者など「多様な視点」が取り入れられるよう配慮する。
- 特定の性別に役割を固定化させない。
- 早い段階でニーズ調査を実施する。迅速に被災者がニーズをリクエスト票に書いて提出するなど工夫をする。
- 被災者による自主的な取組みを阻害してはならない。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.94
- 内閣府男女共同参画局
(<https://www.gender.go.jp>) /災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
- 内閣府防災情報のページ
(<https://www.bousai.go.jp>) /女性の視点からの防災・減災の推進について

毛布やトイレトーパーなど誰にでも必要な物資がある一方、下着や衛生用品、基礎化粧品、医薬品など、性差や個別の必然性から必要な物資がある。食料品も、アレルギーや疾病、年齢、宗教上の理由等により誰もが同じように食べられるわけではない。食物アレルギーがある人は、少量でもアナフィラキシーを起こすことがあり、服用している薬によっては体調不良を起こす人もいる。また、肌荒れを起こしやすいためクリーム等が必要になるのは女性だけとは限らない。避難所に集う様々な人々の様々なニーズに応えるには、早期調査によるが必要である。

| 要望を言いにくい人もいる

持病などのために平常時から必要最低限の物資を準備しておく人もいるが、災害が実際に起きた時、自宅の倒壊や水害などにより、有効に使用できないこともある。尿もれ用のパッドやパンツなどがないと行動が制限されてしまう人もいる。アレルギーや糖尿病などで食事制限のある人は、一般的な弁当では健康が阻害される恐れがある。しかしながら、必要なものを必要と言えない人、我慢してしまう人もいる。

発災から時間が経つにつれて、各地から支援物資が届くようになる。ニーズを伝えなければ、避難所によっては種類や数量に偏りができたり、衣類や下着のサイズやデザインにより余ってしまったということもある。

| ニーズを聞き取る

現在、国では、発災後に必要不可欠な物資を緊急輸送する「プッシュ型支援」により水・食料、生理用品、乳幼児と大人用のおむつ、乳児用のミルクと液体ミルク、簡易トイレ等の供給整備が図られている。また、被災自治体では、避難者の多様なニーズを具体的に把握しての「プル型支援」を行うことになっている。

必要なものを必要なだけ、必要な人に速やかに届けるためにも、早期のニーズ調査の実施が必要となる。調査そのものも迅速に行うことが望ましいため、回答も集計もしやすくプライバシーに配慮できる方法が望ましい。

| 活動のポイント！

- 発災後の早い段階で、被災者（支援者となる被災者も含む）に具体的なニーズ調査を実施する。
- 被災者からの支援物資のリクエスト票は、身長や体形、年代のほか、下着のサイズ、使用している化粧品や生理用品のメーカーなどをチェック型式で回答できるようにし、プライバシーにも配慮できるものにする。
- 個人への配布の際は、中身が見えにくい工夫をし、女性には女性が配るようにする。男性への配布の際にも同様に配慮する。
- 在宅避難者・車中泊避難者への物資や情報を提供できるシステムを整備する。
- 自治体によってはスマートフォンで入力できるアプリも開発・運用されているので活用する。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.27、No.94
- 内閣府防災情報のページ
(<https://www.bousai.go.jp>) /物資支援について

被災者は、あらゆる理由から我慢をしがちである。被災後の避難生活の中での精神的困難からニーズを伝えにくいということもある。しかしながら、広い体育館での雑魚寝、男女共用のトイレや物干し場、発災以前に近隣に住んでいた異性が目の前で着替えをするような状況は、女性も男性も我慢すべきだろうか。安全安心な避難所といえるだろうか。避難所は一時的な生活の場所であるが、過去の大規模災害では、数か月の生活を余儀なくされた被災者も存在した。我慢や不自由が当たり前の環境であってはいけない。

| 最低限満たされるべき「質」

避難所で過ごす期間の長短に関わらず、避難所は生活空間としての「質」の確保を前提とする。発災直後には確保が困難であっても、時間経過とともに迅速に「質」を向上させる取り組みが必要である。避難所施設への不安要素により、倒壊寸前の危険な自宅へ戻る被災者が増えるようなことがあってはならない。

緊急救援の国際基準としてよく活用されている**スフィア基準**（スフィア・プロジェクト：人道憲章と人道対応に関する最低基準）では、被災者には尊厳ある生活を営む権利があり支援を受ける権利があることが明記されている。

| 安全安心で清潔な避難所

避難所を開設する際は、間仕切り用パーティションなどを用い、世帯ごとのプライバシーに配慮することが大前提である。更衣室、入浴施設は男女別とし、授乳室を設ける。避難所開設と同時に場所取りが行われることも想定されるが、要配慮者の動線に配慮したスペースを優先する。

トイレは男性用、女性用だけでなくユニバーサルトイレも設ける。障害者や高齢者のトイレまでのアクセスにも配慮する。臭いや害虫の発生、感染症の流行を防ぐため、手洗い方法の周知、清掃、し尿の処理方法など衛生管理に特段の配慮が必要である。

盲導犬など動物とともに避難する人もいれば、動物に対してアレルギーのある人もいることから、個別スペースの配置に注意する必要がある。

| 活動のポイント！

- 環境整備への配慮について意見を言いやすい場をつくる。
- 帰宅困難者の一時滞在施設においても、プライバシーに配慮し、女性・子どもなどの安全・安心な環境を確保する。
- プライバシーに配慮した結果、施設内に死角ができることもあるため、避難所内の巡回も行う。巡回はチェックシートを活用して男女ペアで行うようにする。（チェックシートは内閣府や自治体などで作成したものが HP に掲載されている。）

| 関連資料

- 減災と男女共同参画 研修推進センター (<https://www.gdrr.org>)
東日本大震災女性支援ネットワーク* 『こんな支援が欲しかった！～現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集』
*「東日本大震災女性支援ネットワーク」は 2014 年に解散。本事例集は「減災と男女共同参画 推進センター」が引継ぎ。
- 内閣府防災情報のページ (<https://www.bousai.go.jp>) 避難所の生活環境対策

過去の大規模災害時においては、性犯罪や暴力、虐待が報告されている。避難所運営に関わる側は、啓発、見守りなどの予防支援だけでなく、万が一犯罪が起きた時の被害者への支援体制の構築も図らねばならない。女性や子どもが自ら防犯対策を講じることができるような啓発や仕組みづくり、また、災害発生前から支援を行っていたケースへのフォローの継続も必要である。

｜口に出して言えない

1990年米国サンタ・クルーズ市がまとめた調査「1989年の災害後の女性への暴力影響調査」では、「災害時、女性に対する暴力が増加することを予測しておくべきであり、防止活動が災害救助の中に組み込まなければならない」と記載されている。

暴力や接触が伴わなくとも、下半身の露出、児童ポルノの製造・所持、盗撮、ストーカー行為も犯罪であり、絶対に起きてはならない。

被害者自身が周囲の目やその後の生活を考え、被害を口にするのを躊躇しているケースもみられ、問題を深刻化させる。相談先がわからないということも問題である。

｜暴力や性犯罪から身を守る

暴力や性犯罪は絶対に起こしてはならない。誰もが被害者にならないための防犯対策を自ら講じられるよう、平常時からの啓発が大切である。そのうえで、災害時には、犯罪が起きてしまうことを想定の上で、避難所等でハード面、ソフト面ともに組織的に抑止する取組みを行うことが重要である。犯罪は、プライバシーが守られにくい場所だけでなく小さな死角でも起こる。子どもたちの見守り、巡回、個別相談の機会を増やすなど対策が必要である。

被害にあうのは女性だけとは限らず、男性や子ども、高齢者も巻き込まれることを認識すべきである。また、ボランティアや支援者から被災者へ、被災者から支援者へ行われてしまうこともありうる。だれもが犯罪に巻き込まれることのないよう、誰一人として犯罪に声をあげられる体制づくりに配慮する。

｜活動のポイント！

- 安全・安心な避難所環境の構築に女性の意見を取り入れる仕組みをつくる。
- 関連するポスター等を避難所内の誰でも見えるところに掲示するなど啓発の機会を作る。
- トイレ・更衣室・入浴設備の設置場所に配慮し、照明や防犯ブザーなどを確保する。
- 防犯ブザーや笛を個別配布する。受取る女性が抵抗を感じないように、ポーチなどに入れるなど工夫する。万が一の相談先を載せたカードを同封する。配布には保健師などの専門家が同伴するなど、その場でも相談できるような工夫を行う。

｜参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.92
- 内閣府男女共同参画局
(<https://www.gender.go.jp>) /災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

災害時には、避難生活の影響によるストレスの高まりから、配偶者など家族からのDV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待が報告されている。また、避難者の中には、災害発生前からの配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者も含まれている可能性があることを認識しての配慮が必要である。また、被害者にとっての問題だけではなく、加害者の悩みや不安に寄り添うことで解決を図れる場合もある。

｜DVとは？ 虐待とは？

DV（ドメスティック・バイオレンス）には、殴ったり蹴ったりする身体的なもの、心ない言動等により相手の心を傷つける精神的なもの、生活費を渡さないなど経済的なもの、性的行為の強要など性的なものがある。

児童虐待には、体罰など身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄、放置）、心理的虐待がある。子どもの目の前で家族に虐待行為を行うことは心理的虐待であり、宗教の信仰を理由に医療を受けさせないことはネグレクトである。

高齢者や障害者に対して、身体的、心理的、性的な虐待があり、本人の合意なしに財産や金銭を使用することは経済的虐待、介護・世話の放棄や放置も虐待である。

虐待は家庭内だけでなく集団生活の場でも起こりうることから、避難所の運営にも配慮が必要である。

｜DV、虐待への対応

DV、虐待は、どの家庭にも起こりうるものと誰もが認識すべきである。

なによりも予防が大切であることから、災害による心の傷や喪失感、避難所生活へのストレスを軽減できるような、被災者個々人への心理的サポートは不可欠である。

児童虐待で実際に死亡した子どもは乳児を含めた低年齢児が多い実態がある。当事者に自覚がなくとも、外から見て明らかにDVや虐待と判断できる状態があれば、専門職による介入が必要である。

｜活動のポイント！

- 関連するポスター等を避難所内の誰でも見るところに掲示するなど啓発の機会を作る。
- ままカフェ、親父の会、家族会など介護や養育に携わる人の悩みの受け皿になる機会、個別相談にも対応できる体制を作る。
- 外から見て心配な家庭や集団があれば連絡できる相談員や機関を周知する。

｜参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.92
- 内閣府男女共同参画局
(<https://www.gender.go.jp>) /ドメスティック・バイオレンス（DV）とは
- 厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp>) /子ども虐待対応の手引き

「人権」の大切さは誰もが理解しているはずであるが、平常時でも、「いじめ」や「ハラスメント」、障害や感染症への差別、プライバシーの侵害、外国人に対する差別などが存在している。男女共同参画の重要性が認識されてきているが、日本ではジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）の意識が残っており、男だから女だからという理由で役割の固定や我慢の強要を強いられる事実もある。避難所は、年齢や家族構成や職業や思考の違う様々な人々が集って運営される。家族親族や近隣住民でない全く知らない人もいる。バックグラウンドの異なる人たちとの新たな人間関係が生じるが、そこで人権侵害があってはならない。人権問題は誰かのことでなく自分のことであり、誰もが人権を尊重した言動をとることが大切である。

| 人権侵害はいかなる状況でも起こりうる

いじめによる被害者は後を絶たない。近年では SNS 上で行われるなど周囲から見えにくい状況となっており、ささいなことがきっかけで深刻な事態にエスカレートしてしまうこともある。避難所においてもいじめは起こりうると考え、予防措置が必要である。

職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントが問題になっているが、避難所等においても、支援者と被災者の間、立場の強い人と弱い人の中で起こりうることである。個人情報聴取、支援者への接触、悪気のない噂話なども、プライバシー侵害や名誉棄損にあたる場合がある。

また、女性であること、障害や疾病があること、外国人であることなどを理由にした不当な差別は絶対にあってはならない。

| 一人ひとりの人権を尊重するために

人権は、どのような状況であっても侵害されてはならないものである。

避難所では、特定のグループや個人が排除されることがなく、支援に公平にアクセスできる体制が望まれる。避難所開設時や仮設住宅で新たなコミュニティが作られるときには、多様な意見やニーズが取り上げられ、反映されることが必要である。また、人権が阻害されるような言動が起こることのないような啓発を継続的にすることも必要である。

| 活動のポイント！

- 関連するポスター等を避難所内の誰でも見えるところに掲示するなど啓発の機会を作る。
- 避難所運営の際には、プライバシーが確保できる環境づくりに配慮する。
- 様々な支援に公平にアクセスできる体制を構築する。情報へのアクセスが脆弱な人に対しては伝達の方法や媒体を工夫する。
- 見守りなどの支援体制の構築に多様な意見を取り入れる。
- 相談員を配置し、相談機関との連携を強化する。

| 関連資料

- 文部科学省
(<https://www.mext.go.jp>) /いじめの問題に対する施策
- 内閣府男女共同参画局
(<https://www.gender.go.jp>) /ハラスメントのない社会づくり
- 法務省(<https://www.moj.go.jp>) /啓発冊子「人権の擁護」

災害の後は、様々な理由で「遊び場」が不足するため、子どもたちの健康や成長への影響が懸念される。被災地の特性等を踏まえた上で、子どもたちが安心してのびのびと自由に遊び回れる安全な場所を確保し、遊び場・居場所とすることは、優先的に行うべきである。また、親たちを含めた大人にも、情報交換や息抜きのできる場所を設けることは重要である。

| 遊び場も居場所も少ない

災害時には公園や公共施設が避難場所に転用されたり危険で立ち入りが制限されたり、災害前の遊び場・居場所が使用できなくなることがある。仮設住宅などに移転後も、学校との間に距離があるためスクールバスで速やかに帰宅せざるをえず子どもたちがのびのびと遊ぶ機会が減少することがある。被災者が多ければ住宅の確保が最優先に置かれがちだが、遊び場は子どもの成長にとって大切な場であり、積極的に設けることが大切である。

大人にとっても、親同士の情報交換の場であったり、世代間交流の場であったり、また、安らげる場として機能させることができる。

| 安心・安全に過ごせる居場所づくり

被災地のある地域では、怪我や事故の心配に加え、子どもたちを取り巻く生活環境および震災による遊び場の不足が及ぼす影響について自治体や公的機関が協議し、子どもの遊び場づくりを専門に活動していた団体と協力して、遊び場を新設した。場所は地元地権者の土地を無償で提供を受けた。

遊び場・居場所は、子ども同士の出会いだけでなく、子どもと大人との新たな世代間交流機会を生む。大人と大人との新たな関係性が生まれ、大人同士の新たな交流もできる。高齢者にとっても、子どもたちとの交流の場となる。地域の多様な人々を受け入れることが必要である。

| 活動のポイント！

- ▶ 震災前から構築してきた自治体や自治会、地域住民、関係者のつながりを生かすことが重要である。
- ▶ 社会福祉協議会や NPO 法人が協力し、子どもたちの生活状況などを自治体に報告する。自治体はその状況分析を行い、事業構想を練るなど各組織が連携し、スピード感をもって実施する。
- ▶ 「遊び場づくり」において、遊具は必須ではなく、子どもたちが安心して遊べる安全で自由な場所であることを優先する。
- ▶ 遊び場・居場所は、子どもとの出会いだけでなく、子どもと大人の新たな出会いや関係性が生まれる場になるように、大人は子どもと対等な関係で接する。高齢者をはじめ、地域の多様な人々を受け入れる。
- ▶ 子どもの親だけでなく、地域住民や市内で活躍するボランティアが参加し、遊び場づくりからコミュニティ形成、まちづくりとしても発展させていくことを目指す。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>)
/男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.64、No.72
- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>)
/子ども被災者支援法関係

災害により自宅を離れ避難をすること、突然に身内を亡くすことは、誰にとっても深い悲しみである。そして、幼い子どもたちは、状況を理解できないまま、我慢を強いられることになりがちである。災害時には、子どもたちに安心感を与え、早期に日常の生活リズムを取り戻す手助けが必要である。自ら回復できる力（レジリエンス）を見守り、後押しすることが望ましい。

｜我慢を強いられていた子どもたち

災害を経験したり、被災地の映像を繰り返し見た子どもたちには、一時的に「イライラしたり、興奮しやすくなる」、「日頃していた好きなことをしなくなる」、「眠れない」、「保育園や幼稚園、学校に行きたがらない」などの様子が見られる。『遊びの専門家（以下、専門家）』は、ストレスを抱えながらも我慢している子どもたちに対して、「遊びの場の設置」と「大人が子どもたちに安心感を与え、日常を取り戻すために寄り添うこと」が喫緊の課題であると提言し、全国に緊急支援の必要性を訴えた。

｜自ら生きる力を育む居場所、環境づくり

全国の専門家が被災地の団体の元に駆けつけ、常設の遊び場を設営し、管理運営を行った。

また、ある団体は、行政と地域の保護者とともに、「子育て会議」を開催している。会議には、市内全ての子育てサークルおよび子育て支援団体を招き、市内の子育て環境の向上や当事者目線で市の事業に対する話し合いを行っている。

同時に一般公募により参加する母親たちのための会議や、障害児の親同士の会も主催し、母親たちの意見をより反映させるため、多様な環境で子育てをする保護者と行政をつなぐ場をつくらせている。

｜活動のポイント！

- 地域住民が主体の活動になることが継続的な活動の鍵である。
- ブログや SNS で活動内容を発信することで、企業等からの支援を受けられるきっかけとなる。
- 「遊び場」が、共働きやひとり親世帯で孤独になりがちな子どもの受け皿も担う。
- 地域の行政機関や社会福祉協議会、児童相談所などと連携体制も必要である。

｜参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.75
- 公益財団法人日本ユニセフ協会
(<https://unicef.or.jp>) /災害時の子どもの心のケア：一番身近なおとなにしか出来ないこと

東日本大震災により公園や空き地などの遊び場がなくなったり、放射線の影響で体育の授業や屋外での遊びができなくなったりと、子どもたちの運動不足が危惧される。運動不足からくる体力の低下や肥満などの健康被害などを防ぎ、子どもの健全な成長を促す遊びの環境を確保することが重要である。また同時に、大人、特に母親の子育ての不安・ストレスを軽減・解消する取組が必要である。

｜運動不足や食習慣の変化

東日本大震災では、文部科学省の学校保健統計調査により、被災地域での肥満傾向児の割合が上昇したことが分かった。これは、震災や放射線の影響により、屋外で遊ぶ機会が少なくなった子どもたちの運動量が不足したこと、避難生活など環境の変化に伴い食習慣に乱れが生じたことなどが原因とされている。

さらには、子育てをする母親や父親の不安やストレスなども問題になった。

｜健全な成長を促す遊びの環境の確保

ある子育て支援事業を行う団体は、遊び場がなくなった被災地の子どもたちに「室内遊び場」を提供した。体育館や福祉センターなど公共施設を利用し、子どもたちの年代に合わせた遊具を持ち込み、遊びの環境を整えた。

また、親や祖父母などの高齢者を含む、子どもたちを取り巻く大人向けに、食育や子育てに関する健康管理セミナーを開催し、子育ての不安やストレスを軽減する活動も行った。

｜活動のポイント！

- 利用者アンケートを行うことで、課題や活動の見通しを明確にした。
- 親子が安心して遊べるよう、遊具の提供だけでなく、ファシリテーターやサポーターが介在した。
- 子どもたちが遊びの経験を通して、感性や好奇心を育み、心のケアにつながるように図った。
- 遊びを通して、子ども同士の交流だけでなく、世代間交流を図った。
- 子どもの年齢に合わせた食育セミナーなどで、その場だけでなく、家庭での実践指導も行った。
- 固定した会場ではなく、各地で遊び場やセミナーを提供した。

｜参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>)
/男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.55
- 復興庁(<https://reconstruction.go.jp>)
/平成 25 年度「新しい東北」先導モデル事業
- 福島県ホームページ
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp>)
/自分手帳について

妊婦・子育て中の母親が子どもを産み育てることに不安や孤立感なく、安心して子育てを楽しめるように、各地で「ママカフェ」が運営され、子育てに役立っている。震災後の環境の急激な変化の中、母親は、自分だけのことだけでなく子どもや家族についての悩みや不安を抱えることになる。母や子が地域やコミュニティの中で孤立したり、周囲に気兼ねしたりすることなく安心・安全に過ごせる時間や場所が必要である。

「たまには子どもとゆっくり食事がしたい」

妊婦や子育て中の母親たちは、平常時でも不安になったり、育児に悩んだりすることがある。悩みや疎外感などが深刻化し、子どもへの虐待や母親自身が精神的に疲弊することがあってはならない。不安やストレスから解放され、孤立しないような環境が必要である。

震災後は平常時以上に様々な不安や悩みを抱える中、ママカフェを利用する母親たちから、「仕事が忙しくて帰りが遅く、夕食は子ども1人で食べさせている」、「食事の支度に追われずに、たまにはゆっくり子どもと話しながら夕食をとりたい」、「生活困窮世帯は外食する機会がない」などの声が聞えてきた。

「ママカフェを進化させた「ママ子ども食堂」

東日本大震災後、あるママカフェの運営団体が、月1回のペースで新たに「ママ子ども食堂」を開始した。1回の利用額は親子合わせてもワンコイン以下に設定した。食事だけでなく、食後には子どもたちが一緒に遊んだり、母親同士が情報交換したり、親子が楽しめる場を提供した。

また、母親だけでなく、父親や地域の人々が参画できる地域交流の場として、様々な機会を設けることもできた。

「活動のポイント！」

- 貧困対策を前面に出さず、子どもたちを中心に誰もが集える地域交流の場と謳って、参加しやすいようにした。
- 参加した母親が「相談する」のではなく、会話を通じて悩みを共有し、地域や人とつながる場となるような雰囲気づくりを心掛けた。
- 運営スタッフは、子どもたちを見守りながら、子どもが抱える課題を察知し、専門家への支援につなげる役割も担った。
- 母親を支援することから父親への支援へも繋げ、子育て支援の幅を広げた。
- 運営資金として寄附金を活用し、食材は企業や団体、農家からの提供を受けることで安定した運営ができた。
- 軌道に乗るまでは時間がかかるが、運営を続けることが大切である。

「参考事例」

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>)
/男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.61、No.80、No.87

東日本大震災の被災地においては、その被害の甚大さから、子ども達の心身の健康問題だけでなく、子どもたちにとって最も身近な「安心・安全な居場所」である家庭・家族が大きな影響を受けた。震災後の過酷な生活環境の変化から、親自身がストレスを感じ、子どもへの接し方に影響が出てしまうこともある。専門家のケアを受けながら、地域の中で長期にわたって親と子を見守り支え合う、包括的な支援機能の構築に取り組むことが必要である。

| 様々な子どもたちの心理的反応

過去の震災などの経験から、震災による恐怖や生活環境の劇的な変化が子どもたちの心身へ及ぼす影響が心配された。東日本大震災被災地の子どもたちの中には、地震そのものや津波、放射線の恐怖から強いストレスを抱えている状況が見受けられた。一方、親自身も大きなストレスを抱えているうえに、子どもが表出する様々な心理的反応に戸惑い、その親の接し方がさらに子どもに影響するのではないかと、親子の心身の健康状態が心配された。

| 専門家による心のケア

ある地域では、子ども支援活動を行う NGO（非政府組織）やなどの支援団体や臨床心理士などの専門家が協働し、「心のケア」につながるようなイベント（音楽会、運動会、図画工作、ゲームなど）を開催することにより、子どもたちの心理的負担を軽減し、回復する力を引き出すような活動を行った。

また、災害対策専門家でもある医師が、被災地の小児科医や臨床心理士、教員や保護者に対して「震災後の子どもへの接し方」の指導を行った。心理的負担を軽減させ、心の回復力を引き出すことに努めた。

子どもたちの保護者に対しても、子どもや家庭優先で我慢して悩みが潜在化しないようにすること、被災後の時間の経過とともに表出する悩みの中長期的に取り組む体制を整備することも大切である。

| 活動のポイント！

- 災害専門家の指導のもと、災害時の「心のケア」について、まず大人が学ぶことで、子どもたちの心に向き合えるようになった。
- 子ども自身がどのようなケアを望んでいるのか意見を聞いた。その際、無理やり話を聞くような、子どもの人権を無視した調査にならないように心がけた。
- 子ども心のケアだけでなく、地域社会全体の復興につなげることを目的に、家族や地域が一緒に取り組める活動を推進した。

| 関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /被災者の孤立防止と心のケアに関する関係省庁連絡会議 [平成 25 年 10 月 11 日] 【資料 3】文部科学省「東日本大震災の被災地における子どもの心のケアについて」
- 岩手県(<https://www.pref.iwate.jp>) /東日本大震災におけるメンタルヘルス対策について
- 宮城県(<https://www.pref.miyagi.jp>) /子どもの心のケアに関するリーフレット等の紹介
- 福島県
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp>) /災害時におけるこころのケア

国連人権委員会において、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約が「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」である。震災後の東北ではその被害により、経済的な事情や、住環境・通学場所の変化により厳しい状況に置かれて、子どもの教育の機会均等、育つ権利を脅かしかねない状況にあった。被災地や避難先における不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対処するとともに、子どもたちが安心して学習することで、社会的な居場所をもち、未来を考え、子どもたちの尊厳が保てるための支援が必要である。

| 学習環境の変化

被災地では、震災により住環境や経済状況が大きく影響される家庭が多かった。仮設住宅などでは部屋数が少なく勉強する環境が整わないことがあった。仮設住宅から学校までがバス通学となり、バスの運行ダイヤを基準に行動すると、学習や部活動の時間が制限されるような状況も起きた。また、通っていた塾の閉鎖や震災後の様々な環境の変化から塾へ通えなくなるなど、放課後の居場所に影響がある生徒の多い地域もあった。さらには教員数の不足といった状況も見られ、地域や学校の被災状況、事情に合わせた子どもたちの学習環境の整備が課題となった。

| ICT を活用した学習支援

ある団体は、東北沿岸部の卒業・受験を控えた中学校 3 年生向けに放課後支援を行った。津波被害により併合や統合が余儀なくされ、バス通学をする子どもを対象に学習支援を行ったり、TV 会議システムを活用した双方コミュニケーション授業(e-ラーニング)や大学生のボランティアによる個別指導などを行ったりした。

また、ひとり親家族、就学援助世帯などを対象に学習会を開き、自立できる力を育成する指導なども行われた。生活の正常化が進まず、特に経済的理由から予備校などの有料の教育サービスを受けることのできない高校生、浪人生となった子どもに、テスト対策、受験対策、キャリアセミナーなどの支援を継続して行った。

| 活動のポイント！

- e-ラーニングを実施することで、講師人員の負荷の低減などで授業回数を増やすことができた。
- 学習する環境の整備とともに、困窮家族の子どもや孤立していた子どもも含め、多くの子どもの受け入れができるようになった。
- 学習できることで、子どもたちの人間関係によるストレスを緩和、自尊心の育成にもつながった。
- 企業や大学生の参加・協力を得ることで、学習機会を増やすことができた。
- 講師やメンターの大学生と触れ合うことで子どもたちが進学に関するイメージができ、将来を考える場にもなった。

| 参考事例、関連情報

- 認定 NPO 法人キッズドア(東北) - 子どもから、未来をひらこう(<https://kidsdoor-tohoku.net>)
- 文部科学省 (<https://www.mext.go.jp>) /子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 - 学校と地域でつくる学びの未来
- 日本ユニセフ協会 (<https://www.unicef.or.jp>) /子どもの権利条約

東日本大震災後、被災地では様々な事情から子どもたちの居場所がなくなったことが問題となった。「ひとりで過ごすのが寂しい」、「家でも学校でもない居場所が欲しい」などの子どもの率直な声がある。「遊び・学習の場」や「子ども食堂」がその役割を担っている一方、その活動を持続するためには運営費用以外にも様々な課題がある。被災地の子どもたちが安心して過ごせるために、行政や企業、地域、運営組織が協力し、子どもたちを支えるネットワークが必要である。

| 子どもたちの孤独と孤立

被災地の子どもたちは、震災により親を亡くしたり、住み慣れた自宅を離れたりするなど、厳しい現実と直面した。

福島県では、安心して子育てができるとともに、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めることを目的に、県民、市町村、関係機関・団体等と連携しながら、「子育て支援を進める県民運動」を展開した。県による「令和3年度子どもの居場所の設置状況について」の調査では、子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組が広がっており、子どもの居場所の数として82[※]の施設が公開されている。

※ 調査日時点において、県内市町村等に照会してとりまとめたもので、必ずしも県内すべての子どもの居場所を網羅しているものではない。

| 子ども食堂の輪

福島県では2015年に初めて子ども食堂が開設された。2017年、ある団体は、学校と家庭以外の第3の子どもたちの居場所である子ども食堂等を増やし、行政や民間企業、地域などとのネットワークを通じて持続可能な子ども食堂等の運営を支え合う、中間支援団体としての活動を開始した。

子ども食堂間の情報交換・連携、開設や運営に関するノウハウ・課題の共有、資金や人材の連携等を行い、地域の特性に即した子ども食堂が定着できるように支援している。

| 活動のポイント！

- 「小学校区に1つ、子どもたちが通える範囲に、子どもたちの居場所が、県内各地に広がること」という活動目標を明確にした。
- 加盟している子ども食堂に、運営の実態に関するアンケート調査を実施することにより、共通した課題や好事例が判明した。
- 加盟している子ども食堂の資金の支援のために基金を設け、クラウドファンディングを利用した。
- 多様な企業や団体と連携することで、子ども食堂へ財源や人材の連携をした。
- 県の子ども担当局や社会福祉協議会と連携しながら、未来を見据えた子ども食堂の在り方を一緒に考えている。

| 参考事例、関連資料

- ふくしま子ども食堂ネットワーク
(https://peraichi.com/landing_pages/view/gi5qo)
- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp/>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.119
- 福島県ホームページ
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/>) /福島県内のこどもの居場所の設置状況について

「子ども家庭」といっても、構成や状況はさまざまである。母子家庭、父子家庭、親以外の祖父母などの親族に養育されている子どももいる。世帯規模の縮小化やケアを必要とする人の増加などからいわゆるヤングケアラーとして日常的に年下のきょうだいや病気・障害のある家族のケアをしている子どももいる。家庭内にある問題、社会の問題が子どもの人権を侵害することのないよう、子どものいる家庭には多様できめ細やかな支援が必要である。

| 子ども家庭の悩みは多様である

東日本大震災では、親を失った子どもがいる。

母子家庭においては震災での失職、減収、離婚など経済的困窮が課題となることが多いのに対して、父子家庭は不慣れな家事と仕事との両立、子育てに対する悩みが多くみられる。困難に陥っても周囲に相談する人がいないなど地域社会から見えにくい存在となり、子どもたちの養育環境の悪化や生活再建の格差が広がることが懸念された。

| ひとり親家庭支援のモデル

震災前から多重債務者の相談や、生活困窮者支援に携わってきた、ある NPO 法人代表の呼びかけで、母子支援員、弁護士、助産師、司法書士、子育て支援関係者らが集まり、団体を立ち上げ、ひとり親・親子のための支援「交流会」「相談会」「サロン」「親子社会体験教室」「就職活動支援プログラム」などを行った。

また、ひとり親家族を支える支援者のための「人材養成講座」やシンポジウムなどを行った。

| 活動のポイント！

- 社会的包摂を目指し、従来、バラバラに活動していた支援を結集して幅広い範囲の専門家や行政の震災遺児家庭支援などと連携し、活動した。
- 多方面の専門家が議論して、効果的・効率的に実施する仕組みをつかった。
- 「包括的支援事業」では、就職活動中の人を研修生として雇用し、中間的就労支援を実施。実践的なスキルを身につける機会を作った。
- 当事者だけでなく、地域住民への啓発のための活動も並行して行った。

| 参考事例

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>)
/男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.59

災害により広域で甚大な被害があった場合には、被災地外への長期の避難が必要となるケースも発生する。特に妊産婦や乳幼児を抱える母親は「災害時要援護者」として、感染症予防や心のケアを始めとして、避難先での居住環境や生活面での配慮、緊急時に医療支援が受けられることが必要である。また、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、避難先での医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じたきめ細やかな対応を受けられる環境整備が必要となってくる。

| 母子を守る

これまでの研究では、災害時、被災した母子に対して避難先の生活環境における衛生面、栄養面、寒さ対策等、適切な対処をしないと乳児の死亡率が高まることが報告されている。東日本大震災では放射線の影響や未曾有の被害による長期の避難生活が予測されていたことから、被災地外への赤ちゃんと家族の避難が喫緊の課題だった。

| 避難先で心身両面からの母子支援

発災後まもなく、都内の NPO 法人が連携し、東日本大震災の被災地の乳幼児、その母親ら家族を安全な地域へ一時的に避難させる救援活動「赤ちゃん一時避難プロジェクト」が開始された。まず、小児科医は保健師と協力し、子ども達の健康状態を診察した後、ライフラインが復旧するまでの一時的な被災地外への避難を提案した。そこでも複数の NPO 法人や自治体が連携し、被災地の乳幼児や家族を一時的に被災地外に避難させ、避難先には心身両面から母子に適切な対処を行える医療環境を併設した施設を準備した。県外避難を決意した家族の移動は、送迎バスを手配し、母子のストレス緩和や急変に備え、小児科医も同乗し、多数の家族を避難させた。

| 活動のポイント！

- 避難先のホテルに小児科医が常駐する被災児専用の診療所、プレイルームを設置した。
- 診療所やプレイルームを利用するだけでなく、複数の県と地域から避難してきた親子が相互に交流できる機会を設け、心身両面での支援を続けた。
- 被災者受入れを表明した自治体と NPO 法人、市民団体が連携して実施した。
- 避難をしない家族については、町の医療機関に必要な医療・処置の情報を連携するとともに、支援を依頼した。

| 参考事例、関連資料

- 日本ユニセフ協会 |
(<https://www.unicef.or.jp>) /東日本大震災緊急募金/保健医療栄養対策への支援_赤ちゃん一時避難プロジェクト
- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興~参考事例集~No.43、No.48、No.68
- 公益社団法人 日本助産師会
(<https://www.midwife.or.jp>) /災害支援活動
- 厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp>) /災害発生時における母子保健対策に関するマニュアル等について

世界の過去の大規模災害において、被災時に性的マイノリティ、LGBTQの人々は、避難所や仮設住宅で困難を強いられがちなのが指摘されている。当事者が周囲に明かさずにいることから、困難を抱えている人は周囲にいないと考えがちであるが、LGBT 当事者の割合は約 10%であるという調査結果もあり、当事者に接触している可能性があることを理解すべきである。

| 偏見や差別を恐れて相談しづらい

LGBT 当事者が、周囲に明かさずにいることは多い。しかし周囲に知らせるかどうか、誰に知らせるかどうかは本人の選択であるから、無理に聞き出すようなことは、あってはならない。

被災生活をめぐっては、「周囲の偏見や差別を心配して、避難所の男女別のトイレを使えない」、「同性パートナーを家族と認められないため、仮設住宅に同居できない」など、様々な不自由が生じたことが報告されている。困難を感じずに過ごせ、支援が受けられる環境整備とともに、悩み・困難を相談でき、ともに考えてくれる支援者の存在も重要である。

| LGBT 層の理解促進

東日本大震災直後、岩手県では、不安や直面する状況を安心して共有できるスペースや緩やかなつながりを作ろうと、LGBT 問題に関わる当事者や支援者が団体を立ち上げた。

ブログを主なツールとして、当事者が安心して救援物資を受け取ることができる場所や利用できる相談窓口などの情報を発信した。また、緊急時の孤立を防ぐ日常的なつながりのためのコミュニティづくりをした。また、アンケート調査により、性的嗜好について見える化（数値化）を行った。

| 活動のポイント！

- 災害時に関わらず、関連施設への報告書の配布、各地で報告会やワークショップなどを行い、性の多様性に関する理解促進の社会への浸透が重要である。
- SNS を通じた平時からの連携や、当事者や関係者が対面で語らい情報共有できる交流会などが安心してつながる場となる。
- 地域内外でネットワークを作ることが、他地域の支援団体との交流につながる。
- 避難所等では、誰に対してもプライバシーが確保される環境を整備し、ユニバーサルトイレも設置する。
- 相談機関、相談員がセクシャルマイノリティに関する相談も受け付けられることを明示する。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.58
- 内閣府防災情報のページ
(<https://www.bousai.go.jp>) /避難所の生活環境対策_平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書 (平成 29 年 4 月)

災害時においては、すべての被災者に対して支援を行うことが原則である。大規模災害においては、十分な支援が全ての被災者に行き渡らないことがあり得る。性別や年代、置かれた環境などにより支援が手薄になりがちな状況が出ないよう、配慮が必要である。全ての被災者のニーズを的確に把握し、個々のニーズの充足に向けた支援を行う取組みが大切である。

| 支援の網から抜け落ちやすい世代

災害後は、保護者や大人たちが災害対応などに追われ、若年者への支援が手薄になりがちである。しかし、社会経験がまだ十分でない世代にとって、避難所での人間関係は不安要素である。避難所で性暴力を受けるリスクもある。災害により学業・受験・進学や就職に影響が出るなど進路や将来の生活への悩みが生じることも多い。

また、災害対応に追われている働き盛りの世代も、家族や地域を支える中心として活動し、自分自身への配慮が疎かになりがちである。

| 福島の子どもの声を全国に発信

原発事故後、県内での暮らしに不安を感じ悩んでいた被災女性が中心となり、支援の網から抜け落ちた若い世代の居場所となるコミュニティを開設した。そこでは、同年代の女性が参加できるようなカフェや旅行などのイベントを開催し、女性の身体の仕組みや妊娠・出産などについて学ぶ勉強会なども実施した。

情報発信・共有の観点から、被災地の現状や震災後の暮らしを見直すための情報をインターネットで公開し、週1回のラジオ放送で被災地での生活に関わる問題や関連情報などを発信して、リスナーとのコミュニケーションを図った。

さらには、県内の伝統工芸品を使ったアクセサリーを民間団体と協働で開発し、起業に至った。

| 活動のポイント！

- 若年者への相談支援の場を作り、関係機関とも連携した。
- 当初は任意団体として活動を開始した。その後、雇用を意識した団体を作ろうと、内閣府の「復興支援型地域社会雇用創造事業」の支援を受け、被災者による社会的企業として起業し、再構築した。
- 商品開発では、クラウドファンディングを活用して資金を調達した。
- 商品に民芸品や地元の特産物を使うことで、地域価値の再発見につながるようなメッセージのほか、若い独身女性たちの想いやニーズを発信した。
- 若い世代の女性がコミュニティを立ち上げ、ラジオ放送やソーシャルメディアを利用することで、全国の同世代から応援の声や反応を受け、発信の原動力へとつなげた。

| 参考事例

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>)
/男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.111

過去の災害時の事例として、仮設住宅や復興住宅で孤立したり、依存症になったりする人がいる。また、女性よりも男性のほうが、震災前に住んでいた地域のコミュニティと疎遠になり、仮設住宅等に住み見知らぬ隣人たちとの新たなコミュニティに馴染みにくいといわれ、解決に向けては、地域における様々な「つながり」をいかに持ち続けるかが重要である。仮設住宅等における生活環境も含め、住民ニーズの把握、見守りや、必要に応じたパーソナル・サポートの導入など、地域支援の仕組みによる社会的包摂（社会的に弱い立場の人々を含め排除や孤立などから援護し地域社会の一員として取り込み支えあう考え）を進めていくことが大切である。

| 交流会や相談会に参加しない人

避難所から仮設住宅等へ移転すると、支援者や他の避難者との交流が減り、住み慣れた場所を離れることもあり、閉じこもりがちになる人がいる。

ある被災地の仮設住宅では、家族や知人・友人とのつながりが断たれた孤独感から飲酒量が増加し、更には入居者間でトラブルに発展するなど、アルコール依存症や事件・自殺等につながる危険性があった。

実際に行政の支援関係者や社会福祉協議会の訪問支援員などから、孤立しがちな男性が増えていると問題提起されることもあった。しかし、本人がアルコール依存を自覚し、医療機関等を受診することは少ないため、サポートする必要性が生じた。

| 男性だけの「健康教室」や趣味の講座

孤立しがちな男性が増えてきたある仮設住宅では、行政の管理栄養士や保健師、社会福祉協議会の訪問支援員、保健コーディネーターらが集まり、対策を検討した。

交流会や相談会を開いてみたものの、最初は男性がなかなか参加してくれないため、参加者のニーズを模索し、新たな方法について議論した。その結果、「健康」という明るく前向きに生きてもらう基盤づくりとして「健康教室」を開催。これにより、健康管理を意識し、アルコール依存の予防や地域の人とのつながりを構築できる取組みにしようと考えた。

| 活動のポイント！

- 単に講座情報を告知するだけでなく、住民に信頼されている訪問支援員が、仮設住宅に入居している男性全員に声をかけた。
- 年齢や病歴など参加条件をつけず、「健康づくり」を前面にして、参加のハードルを下げた。
- 「居酒屋講座」では、管理栄養士が健康的なお酒の飲み方やカロリーや肝臓に配慮したおつまみの作り方を指導する一方、会場を居酒屋風に飾り付けるなど、楽しい雰囲気づくりを心掛けた。
- 参加者で元パティシエの男性からお菓子作りを習うなど、参加者自身が講師となったり、参加者同士が趣味を通して交流を深めたりするなど、「つながり」を持つきっかけとした。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.70、No.82
- 厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp>) /依存症についてもっと知りたい方へ

震災時の外国人住民への対応について、総務省が平成 24 年にまとめた資料によると、「外国人住民の情報把握」、「多文化共生を担う人材の育成・活用」、「地域、県域、さらに広域での連携」、「情報の多言語化体制、確実な伝達」、「平常時からの外国人住民の地域へのかかわり」が課題とされている。災害時におけるより円滑な外国人住民対応に向けて、多言語での情報提供の充実やわかりやすい日本語を活用、防災学習支援や防災訓練など日常的な取組み、環境整備が求められる。

| 平時からの交流

東日本大震災の直前（平成 23 年 3 月 1 日時点）での仙台市の人口は 1,046,654 人で、うち外国人登録がほぼ 1%にあたる 10,271 人であった。

同市では震災前から仙台国際センターを拠点として市民や地域と協働しながら、外国人住民の生活支援や、地域と外国人住民とをつなぐ活動、災害時における外国人支援のための環境づくりを行ってきた。が、この災害下においては、未曾有の大混乱のなかで、言葉や習慣の違いから情報を入手しづらく、支援を受けられない恐れがある外国人に対して、早急な対応が必要となった。

| より早く、適切な情報を提供

仙台市は発災直後、国際センター内に『仙台市災害多言語支援センター』を開設した。その運営を委託されたある団体は、すぐさま協力者とともに多言語による情報発信や電話での相談対応、避難所への巡回などを行った。

発信する情報については、主に仙台市の対策本部から送られてくるものの中から外国人被災者に必要な情報を選択して翻訳したもの、他の関係機関や地元新聞の情報を翻訳したものを、避難所巡回時やインターネット、ラジオを通して情報提供した。

| 活動のポイント！

- 発災以前から FM ラジオ番組で行っていた防災情報の提供、多言語での防災資料の作成し配布した。新しく市内で暮す外国人を対象としたオリエンテーション等における防災情報の提供、防災意識の啓発活動などが、発災時の支援活動に役立った。
- 安否確認や震災情報の提供を行ったほか、誤った情報に惑わされないよう注意を呼び掛ける活動も行った。
- 通訳や情報の翻訳にあたり、量の多いもの、時間がかかっても正確性が問われる情報については、国際組織や大学、団体などの協力を得た。
- 被災外国人自身も支援活動に参加できる仕組みを構築した。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp/>) / 男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.31、No.79、No.100、No.108
- 仙台市(<https://www.city.sendai.jp/>) / 「外国人に関する震災記録集」を作成しました
- 総務省(<https://www.soumu.go.jp/>) / 報道資料_「多文化共生の推進に関する研究会」報告書の公表

災害時には人命が最優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつある。そのため、被災者である飼い主がペットと同行避難することは、動物愛護の観点だけでなく、被災者の心のケアの観点からも重視されるようになってきている。一方、特に避難所等には多様な人が共同生活を送るため、人とペットが安心して過ごすためには、ペットを飼っている人は飼っていない人への配慮、飼っていない人は飼っている人への理解が必要となる。平時から飼い主はペットを含めた防災意識を持ち、ペットの健康管理やしつけとともに、地域とのコミュニケーションをと意識することが重要となってくる。

｜避難所でのペットの扱いに苦慮

東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、住民は緊急避難を余儀なくされた。そのため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたりしたために、放浪するペットの姿が数多く報道された。実際に、「避難所にペットを連れて行けない」からと避難せず被災した自宅に留まったり、ペットロスで心に深い傷を持ち続ける事例があり、平時からペットも一緒に避難してよいとの認識があれば、もっと救えた命と心があったと言われている。

また、飼い主と共に避難できた場合でも、避難所では多様な避難者が共同生活を送るため、ペットの扱いに苦慮する例も見られた。

｜ペット同行の避難訓練

環境省は平成 25 年 6 月、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定し、自治体に配布した。その中で、災害時には飼い主の責任によるペットとの「同行避難」を基本とした。

仙台市では東日本大震災を踏まえ、「避難所運営マニュアル」を全面修正し、ペット連れの避難者への対応を記載した。

また、大震災に際して設置された被災動物災害救護対策本部（現：被災動物救護対策連絡会）は、災害時の対応や避難訓練の実施のほか、災害時のペット同行避難への周知啓発活動を円滑に行うために、専門家との情報交換を行っている。

｜活動のポイント！

- 「避難所運営マニュアル」は、発災当時の避難所のあり方や運営体制についての様々な課題に加え、実際に運営に携わった地域の方々や避難所の施設関係者の方々からの声を基に作成した。避難所内の動物に対する意向調査を飼育者（ペット同行者）だけでなく非飼育者の住民に行い、その結果も反映させた。
- 「避難所運営マニュアル」には、災害時に備え飼い主が準備しておくべきポイントなどを明記した。
- 飼育者と非飼育者が合同で避難訓練を行うことで、ペットを含めた実質的な住民の避難のあり方について周知した。
- 被災動物災害救護対策本部には、市の担当組織の他に、獣医師会や動物愛護団体など専門家が参加した。

｜関連資料

- 仙台市 (<https://www.city.sendai.jp>) / ペットのための災害対策関連情報 |
- 環境省 (<https://www.env.go.jp>) / 人とペットの災害対策ガイドライン

東日本大震災ではその未曾有の被災状況から、多くの被災者が心になんらかの影響を受けた。それに対する受け止め方や反応は個人差があり、特に子どもは年齢による違いや、取り巻く環境からの影響も大きな要因だと言われている。そのため、子どもたちは特別な心のケアを受ける必要がある。一方、保護者や教師たちなど子どもたちと身近に関わる人たちへの心身の健康に留意しながら、地域や社会全体で復興を目指していく必要がある。

| 支援者であり、被災者だった教員

発災は3月11日で、学校にとっては年度末であり、卒業式や新学期の開設準備に忙しい時期だった。特に沿岸部の小中学校の校舎は津波で被災したり、被災を免れた校舎は避難所となったりしたため、震災は学校運営にも大きく影響した。避難所となった学校では、4月に入っても新学期の準備と並行して避難所運営をする教員も多く、心身ともに疲弊する状況にあった。

自身も被災者でありながら、子どもたちの心を支え、一緒に新学期を迎えるために奔走する教員への心のケアは急務だった。

| 心理士連携による「心のケア研修会」

まずは教員のための心のケア支援を始めるにあたり、県内の学校心理士会、臨床発達心理士会、臨床心理士会の有志で、教員支援のための連携組織が立ち上がった。そして専門家のもと、県教育委員会との共催事業として、教員と保護者向けの「心のケア研修会」を行った。

さらには被災地支援についての勉強会を一般市民にも開放する形で開催した。

また、WHO（世界保健機関）が作成した被災現場で心の支援活動を行う人たちのためのガイドブックを他の団体と協働で翻訳、日本向け縮刷版として小冊子を作成し、「心のケア」の普及活動に活用した。

この経験をもとに、平成28年熊本地震の後、熊本市の保育士等に対して、子どもを支援するための研修会やフォーラムを開催し、知識と経験を地元団体に引き継いだ。

| 活動のポイント！

- 支援者が震災前から学校教育現場と関わりがあり、専門的な視点から課題を指摘した提案だったため、教育委員会との連携も早く、早急に事業を開始することができた。
- 学校心理士、臨床発達心理士、臨床心理士の資格保有者が連携し、それぞれの専門分野の知識と経験を生かすことで、効率よく効果的な研修内容（例：教員がセルフケアの気づきになるような内容や、聴講の基本練習を取り入れて「子どもとの向き合い方」について学ぶ）を構成できた。
- ワークショップで架空の事例についての対応策を考えるなど、時間の経過とともに変化する教育現場の課題に対して、研修の内容を見直した。
- 複数の専門組織が連携したことで活動だけでなく資金面・精神面で支え合う関係ができた。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp/>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.101
- ケア宮城
(<https://www2.sed.tohoku.ac.jp/~caremiya/>) /小冊子「被災者の心を支えるために―地域で支援活動をする人の心得―」の発行と普及活動

東日本大震災の被災地では、地震や津波による自家用車の損失や燃料不足に加え、公共交通機関にも甚大な被害があったことから、日頃の移動手段に大きな影響があった。特に障害者や高齢者などにとって、移動が困難になることは物理的な生活への支障だけでなく、精神的な問題につながる懸念される。災害直後の避難所等だけでなく仮設住宅や災害復興住宅などの新しいコミュニティの中でも、安心・安全な生活を保つために、新たな住民のコミュニケーションの仕組みの一つとして、移動支援は重要な役割を持つ。

| 失われた移動手段

津波の影響で自家用車の損失、公共交通機関の不通など、被災者にとって生活になくは困る移動手段が失われた。特に、震災前から公共交通機関の利用や長距離の歩行移動が難しく、家族による送迎等を利用していた障害者や高齢者は、震災により特に困難となり、通院や買い物など日常生活に欠かせない移動ができないことがあった。

さらに、仮設住宅や災害復興住宅では、周りの住人がそれまでの慣れ親しんだ近隣住民とは限らず、すぐに住民間で乗り合わせのような助け合う関係になるのは難しく、孤立や引きこもりにつながる懸念も出てきた。

| 多様なニーズに応じた移動支援

被災地外から復興ボランティアとして活動していた団体は、社会福祉法人と協働し、福祉車両を借り受け、障害者や高齢者を含む移動手段を持たない被災者のために、人工透析や定期受診などの通院、仮設入浴所やコインランドリーの利用のための送迎のほか、避難所と被災した自宅の行き来、引っ越しなど利用者の多様なニーズに応じた生活復旧に関わる移動支援を無償で行った。

また、他の団体と協働し、仮設住宅でカーシェアリングを活用した住民同士の助け合い送迎を促進するなど、地域主体のネットワーク構築を支援した。

| 活動のポイント！

- 被災地外のボランティアが立ち上げた団体を地元住民が引き継ぎ、改組して支援を継続した。
- 発災後、年月の経過とともに活動への支援が少なくなる一方、支援を必要とする利用者のために道路輸送法など各種制度に留意しつつ、有償運送との併用や行政や他の組織との共生・協働を検討した。
- 「移動」に関する課題についてアンケートを行い、データ化・分析により課題解決を図った。
- 病気や障害などのために通院を継続する必要がある利用者に対して、移動支援とともに見守り役としての役割も果たした。
- 外出によって、利用者の生活不活性病の予防や認知症の悪化の防止、自立した社会生活の維持に役立っている。
- 乗り合いなどにより、新たな利用者間のコミュニケーションの場となった。

| 参考事例

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>)
/男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.45

大災害の被災地においては、災害による直接被害が引き起こす問題とともに、災害から波及する間接的な影響によって、家族や職場、また地域社会でのつながりが薄れ、社会的に孤立し、生活困難に陥る住民が出てくるのが心配される。要支援者を含む誰をも、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支え合う、社会的包摂の実現が求められる。

｜大震災から見た教訓と課題

東日本大震災の障害者の死亡率は一般的なその約 2 倍、また、全体のうち 60 歳以上の死亡率は約 66%と、多くの要支援者が犠牲となった。（令和 3 年版高齢社会白書参考）

東日本大震災以降、災害対策基本法の一部改正（平成 25 年 6 月）により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定され、高齢者や障害者等、要支援者に対する避難支援のあり方が見直されることとなった。

｜インクルーシブな避難所

平成 28 年熊本地震において、熊本県で社会福祉学部のある大学が地震発生直後から任意の避難所を開設。障害者を含めた地域住民を受け入れた。そこには脳性麻痺や車いすを利用者、視覚・聴覚障害者など様々な人達やその家族が避難してきており、彼らの多くは、一般の避難所で過ごしたものの、困難を経験していた。

以前から大学と親交のあった地域の自立生活センターが避難所立ち上げに参加。教員、学生が中心となって運営し、それに地域ボランティアが加わり、避難者の生活を支援した。その後、全国から集まったヘルパーなどの環境が整ったところで、自宅で孤立している人達への支援も行った。

｜活動のポイント！

- 日頃から横のつながりがある全国の福祉団体や福祉専門職の協力を得て、ヘルパーなどを調達したことで、多くの障害者等を支援することができた。
- 大学がバリアフリーのホールを提供したことで、障害者や高齢者は移動や生活がしやすくなった。また、広いスペースが確保できたことで介護ヘルパーなどスタッフが動きやすい環境となり、福祉活動が潤滑に行えた。
- 障害者や高齢者、ペット同伴の避難者など多様な人を受け入れ、過ごしやすい場とするため、運営上、あえて細かい役割分担や厳密なルールは設けず、問題に柔軟に対応する方針とした。

｜参考事例、関連資料

- 熊本学園大学災害避難所研究プロジェクト
(<https://hinan.kumagaku.ac.jp>)
- NHK 福祉情報サイト_ハートネット
(<https://www.nhk.or.jp/heart-net/topics/19/>) /災害・誰も取り残さない
- 厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp>) /災害時における福祉支援体制の整備等

東日本大震災以降、乳幼児や障害者、高齢者など要配慮者向け支援の重要性が一層高まった。それを踏まえ、平成 25 年 6 月の『災害対策基本法』の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定された。一方、各市町村が保有する要配慮者の情報は個人情報であるため、本人の同意なしに、通常その情報を開示することはできない。要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、要支援者への避難支援対策として避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な伝達体制を整備することが重要である。

| 避難行動要支援者支援の課題

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。また、消防職員・団員や民生委員などの支援者も多数犠牲となった。

福島県のある市では、津波と原発事故により市内が「避難指示区域」「屋内退避指示区域」「指示がない区域」の 3 つに分断されたが、避難行動や避難先での生活に困難が予想される高齢者や障害者の多くは市内に留まった。一方、相談支援事業所やその職員も被災していたため、福祉サービスの人手も足りず、自宅に留まった障害者とその家族は、生活環境の悪化から心身の健康状態に支障ができていた。

| 生命を優先、障害者情報を市が開示

「避難指示区域」などに指定された市の、震災前から障害者支援の活動をしていたある団体は、自宅で避難生活を余儀なくされた障害者の安否確認と支援のため、市に「障害者手帳」の名簿情報の開示を求め、市も『生命と身体または財産の安全を守るための緊急時』との判断から、支援団体に個人情報を提供した。これにより、震災前は福祉サービスを受けていなかった障害者の戸別訪問を行い、安否確認や物資の支援などの応急対応を行うことができた。

| 活動のポイント！

- 市が緊急時に即した柔軟な判断を素早く行い、それまで「個人情報保護条例」に抵触されると考えられていた障害者手帳の個人情報を市以外の機関（民間支援団体）に提供したことで、自宅避難した全ての障害者や高齢者などの個別訪問・応急対応ができた。
- 支援団体のスタッフの避難などにより人手が足りない状況だったが、新たに県内の障害者団体が結束してできた団体や、全国の障害者施設・団体からの支援を受け、支援（事業）を継続することができた。
- 戸別訪問することで障害者の状況が把握でき、社会福祉協議会や保健センターなどと連携し、適切な支援につなげることができた。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁 (<https://www.reconstruction.go.jp>) / 「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集（事例集）No.1-1
- 内閣府 (<https://www8.cao.go.jp>) / 平成 24 年版障害者白書（概要） / 「震災と障害者」<1>障がい者制度改革推進会議の検討から

避難所等では、多くの人が集団生活を行うことから、衛生管理の不備は食中毒や感染症の流行を引き起こす原因となる。栄養の偏った食事の継続や日々の運動不足による生活習慣病、自家用車での避難生活によるエコノミークラス症候群などのリスクも高くなる。慢性疾患の中には、服薬や治療により症状を抑えているものもある。気管支ぜんそくの発作、アトピー性皮膚炎、アレルギー疾患、糖尿病などが環境の変化により悪化することのないよう対応が必要である。

「命に関わること」という理解の共有

震災時には、救援物資として様々な食料が提供されるが、食物アレルギーのある人は、原因物質が含まれている食品の摂取によってアナフィラキシーなど重篤な症状に陥ることがある。

避難所の清掃が行き届かないと、感染症の流行、ホコリ（ハウスダスト）や粉じんなどによる呼吸器系への影響などが懸念される。特にトイレが不衛生であることは、トイレに行くことを敬遠して泌尿器系の疾患を引き起こす要因にもなる。室内の温度管理も熱中症や低体温症等を予防する観点から疎かにできない。様々な環境の変化から慢性疾患を急激に重篤化する危惧もある。

専門家との連携による支援

アレルギーを持つ子の親が中心となって活動していたある団体は、震災後の被災地を訪問し、行政などと意見交換を行い、アレルギー疾患を持つ人を支えるために必要な情報を取りまとめた。そして、相談体制の構築、現地の医師や保育士などへの研修、一般への啓発活動を行った。

慢性疾患の患者会や障害者の団体に加入している人は、所属団体への連絡をとることで迅速な支援に繋がられることもできる。

活動のポイント！

- 疾病やアレルギー症状などの発生を予防するために適切な情報を広く周知する。
- アレルギー対応食やアレルギー対応ミルク、医薬品が必要な人にいきわたるよう、早期にニーズ調査を行う。必要なものだけでなく、アレルギー因子を取り除くために遠ざけるものも調査する。
- 避難所の温度管理、水分補給、寝具の清潔保持、粉じんの吸引予防などきめ細やかな疾病予防の配慮を継続的に行うためチェックリスト等を活用する。
- 医師、保健師や患者会などと連携し相談援助体制を構築する。

参考事例、関連資料

- NPO 法人アレルギーを考える母の会 (<http://hahanokai.org>) / 東日本大震災の被災地での活動
- 厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp>) / 災害
- 厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp>) / リウマチ・アレルギー対策

東日本大震災においては、医療機関も甚大な被害に遭い、医療サービスの需給が逼迫した。大災害後には限られた医療資源を有効に活用して、被災者の健康・医療支援にあたることが求められる。特に、妊娠・出産に関わる対応は急がれるにもかかわらず、資源の制限に加え、路面損傷や交通機関のマヒにより、医療機関へのアクセスが悪くなり、医療を必要とする人の受診が難しい状況に陥ることもある。復興の推進にあたっては、被災者の健康を守り、医療の衰退が地域の過疎化の進行につながらないよう、行政や地域、医療関係者、市民の連携が必要となってくる。

| 震災前から医療体制に課題

日本の医療は、「高齢者の増加」、「地域による医師の偏在」、「専門医の不足」などの問題を抱えている。こうした中、東北 3 県の医療機関は、震災で 380 病院中 300 病院が被害を受け、うち 10 病院が全壊という甚大な被害にあった。

ある被災地では、震災の数年前に医師不足によりその地域の公立病院の産婦人科が撤退しており、周産期医療*の大部分を隣接市の病院が担っていた。震災でその病院も被災し、その地域では医療サービスの多くが失われてしまった。

* 妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間の母体、胎児、新生児を総合的かつ連続的に取り扱う医療。

| 女性専用の外来診療室を開設

ある病院は、震災後直ちに他の医療機関と協力し、訪問診療を開始した。その病院に臨時赴任してきたある内科医は、訪問診療や仮設診療所での診療を行う中で、女性高齢者が多いこと、また、更年期障害や女性特有の泌尿器関係などの症状が多く見られること、そして、そのうち多くは外来診療で対応できることに気づいた。

そこで、院内に女性専用の外来診療室を開設した。その結果、女性特有の病気の検査や薬の処方などを外来で受けられるようになった。

女性専用外来だけでなく、男性の更年期外来、思春期や妊娠・出産に関わる心身の不調などに寄り添える保健医療体制は被災地においても不可欠である。

| 活動のポイント！

- 震災直後に医師や保健師連携し、地域の避難所を巡回したり、医療機関に出向けない人にも診療を行ったりしたことで、早期に地域の医療課題に気づくことができた。
- 婦人科医がいなくても内科医が外来診療できる体制を整えた。
- 女性専用の医療機器や診療台など必要な資源がなかったため、医療メーカーや知人の医師から支援を受けて開設に至った。仕切りカーテンなど開設当初に揃わなかったものは、看護師の手縫いなどで対応した。
- 広報活動に力を入れて、市報やラジオ、インターネットなどを通じ、女性特有の病気や悩みに対応できること、気軽に受診してほしいことを地域住民に呼びかけた。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.44
- 内閣府防災情報のページ
(<https://www.bousai.go.jp>) /災害時多目的船に関する検討会第 3 回資料 1「東日本大震災への医療面での対応について」
- 厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp>) /東日本大震災関連情報 /健康・医療_医療機関・医療従事者の方へ /妊娠婦、乳幼児への対応に関するもの

WHO 憲章の前文で、健康は「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること（日本 WHO 協会訳）」とされ、心身の健康に加え社会参加も健康の要素となっている。被災後の避難所や仮設住宅での生活が長くなるにつれ、行動範囲の縮小により「生活不活発病」から介護状態となることがある。特に高齢者と障害者はハイリスクである。住民自身が「生活不活発病」を理解し、予防・改善に向けての取組が重要となってくる。

| 『することがない』－生活不活発病の原因

公財）ひょうご震災記念 21 世紀研究機構が作成した『東日本大震災から 7 年事例に学ぶ生活復興－災後・災前にすぐに役立つ〈生活復興〉読本』において、災害時の生活不活発病をおこす要因として、「『することがない』ので動かない」、「外出する理由がなくなった」、「外出に対する他人への遠慮」などの「物的環境」と「人的環境」の悪化が挙げられている。

最も基本的な解決は、「生活を活発化する」ことであり、「充実した生活を送ることで、様々な生活行為を行い、自然と心身機能を使う」ことである。例えば、『「することがない」のだから、それを「することがある」ように切り替える支援が、個別対応としても、地域づくりとしても、最も重要な課題と言える』と記されている。

| 農作業による生活習慣や意欲の改善

東日本大震災後 1 年が経過した頃、被災地のある医師と職員は、慣れ親しんだ居住環境が一変し仮設住宅での生活が長期化してきたことから、住民の健康状態に懸念を抱くようになり、「生活不活発病」予防のため農園プロジェクトを開始した。近隣の休耕地を探し地主に交渉して借り受け、病院の職員等が開墾・整地し、仮設住宅の住民に開放した。農園ごとにリーダーを 1 人配置し、栽培野菜や花などの作物の種類は話し合いで決めるなど、参加者主導で運営するようになった。元々農作業をしていた住民にとっては、新たな社会参加の場となった。

| 活動のポイント！

- 生活の中で『することが』の機会を提供する。作物を育て収穫する農業などは継続的な活動機会になった。
- とじこもりがちな生活から、身体を動かす（運動）だけでなく、子どもや近隣住民など幅広い年代の人々との新たな交流の機会になった。
- 支援者側は、声掛け・見守りに徹し、利用者それぞれが役割をもち、協力して作業を進める主体性を持つようにする。メディアに取材を依頼し、話題になることで参加者のモチベーションを高めるなど、利用者に刺激を提供し続ける姿勢で支援した。
- 作物を育て、収穫する過程が参加者の癒しや生きがいにつながった。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>)
/男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.42
- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>)
/東日本大震災被災者の生活復興プロジェクト 報告書 「事例に学ぶ生活復興」について

災害発生直後の混乱時には、危険を回避し、住民の安全を確保するため、速やかに避難指示等のきめ細やかな災害情報を一人ひとりに確実に伝える必要がある。そのツールとして、ラジオは有効なメディアの一つである。阪神・淡路大震災の経験等を踏まえ、平成7年2月に災害時に地方公共団体が住民向けに被災者の救援や生活支援等の情報を提供することを目的としたラジオ放送『臨時災害放送局（臨時災害 FM 局）』が制度化された。地域の利便性や防災性を考慮しつつ、より早く、より確実に地域の実情に応じたきめ細やかな情報が求められる。

| 正しい情報を、いち早く知りたい

災害時には、被害の状況など、正確な情報を得ることが大切である。家屋の損壊や停電、避難所での生活など被災者の中には様々な点で不自由な生活を送っていることも多く、正確な情報を収集することも難しい事態に遭遇する。被災地では、住民の安否をはじめ、給水や支援物資の配給、被災状況、ライフライン等の復旧状況などが届かない状態になっていた。また、従来のような近隣住民とのコミュニケーションも薄れ、情報を収集する手段も少なく、様々な正しい情報を、いち早く知りたいと思っていた。

| 様々な立場の人の情報を発信

地元密着型ラジオというメディアは、被災地の情報をきめ細かく迅速に発信するために有効である。

ある町の団体は、町が事業主体となる「臨時災害 FM 局」の委託を受け、被災女性らがパーソナリティとなり運営した。ライフラインや商業施設の復旧状況のほか、住民から提供のあったニュースや仮設住宅集会所からの住民の声も発信した。その後、独自の番組制作やイベント企画などを行い、地域のコミュニティ活動の推進を担った。

情報伝達手段としてだけでなく、住民コミュニティの核としても役立つツールといえる。

| 活動のポイント！

- 町外避難者のためインターネット配信を行った。また、県の支援を受け、沿岸部の他の FM 局と共同番組の制作にも臨んだ。
- ラジオ放送だけでなく、体験ツアーを企画運営するなど、FM 局を地域コミュニティの核にしようと取り組んだ。
- 生放送で最新情報を発信したり、町の職員や議員、医療関係者や生活支援員、高校生らによるリレートークをしたり、番組の企画に工夫を凝らした。
- 地域の言葉で話すパーソナリティの口調が聞き手の共感を得た。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.106
- 総務省
(<https://www.soumu.go.jp>) /東北総合通信局 /東日本大震災に際し開設された臨時災害放送局（FM 放送）の状況
- 総務省消防庁
(<https://www.fdma.go.jp>) /住民への災害情報伝達手段 /住民への災害情報伝達手段

東日本大震災からの復旧・復興の取組については、これまでも官民間問わず様々な観点から議論されてきた。災害復旧・復興に関わる諸機関や団体においては、こうした議論の蓄積を踏まえ、今後とも施策や取組の不断の見直しを行っていく必要がある。一方で、被災者自身もこの未曾有の経験やそこでの学びを発信することは被災地外の人々にも気付きと成長をもたらす、防災や復興について考える場となる。「震災の経験と教訓を伝えること」、そして、それを「政策や支援の現場に反映していくこと」が重要である。

| 男女共同参画の視点と復興推進

災害からの復興において、男女共同参画の視点を反映することは不可欠である。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興において、被災した女性、男性、多様な人々の意見を記録し、そこにあったニーズを明らかにして、身近な社会課題やより効果的な防災、復興政策につなげることが求められた。

| 写真と声で経験と社会課題を発信

さまざまな社会問題の解決にむけて、特に社会的に弱い立場におかれた人々の声を伝え、人権の向上をめざすために有効な参加型調査方法として「フォトボイス」というプログラムが幅広い分野で用いられている。それを考案したミシガン大学の教員から提案を受けたある被災地の民間団体は、被災した女性がその経験を記録・発信する活動をサポートすることを目的に、被災3県で「フォトボイス」を開始した。

具体的には、被災した女性を募集し、各自が避難の経験や地域の状況を撮影した写真を持ち寄り、それをグループで見ながら、その背景や心情などを語り合った。

また、写真や「声（メッセージ）」の展示会や、復興や防災について考える報告会を開き、未来のための社会課題解決や改善のための提案をしたり、復興や防災をテーマにした報告会を開催したりした。

| 活動のポイント

- 被災者が当時の事を思い出すことへの心情を考慮し、リラックスして参加でき、安心感や効果を実感できるよう、会場の設営や茶菓を準備するなど環境づくりに努めた。
- グループワークの最初に「他人の意見を否定せず尊重する」というルールを丁寧に伝え、参加者の心情に配慮しつつ、参加者間の信頼関係の構築に留意した。ファシリテーターは、参加者が語りやすいように配慮し、各参加者の経験と社会的な課題とのつながりへの「気づき」を促しながら進行した。
- 展示会場では、撮影者と来場者が交流し、防災・復興について語りあえる場とした。
- 被災経験を集約するためのグループワークを開催するに当たり、被災3県の女性団体の協力を得た。

| 参考事例

- 復興庁
(<https://www.reconstruction.go.jp/>)
/男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.63、112

東日本大震災では、震災前から様々な事情でパート労働者やアルバイト等非正規雇用として働かざるを得なかった被災地の女性や高齢者等が、震災を理由に解雇や雇い止めにあい、さらには被災地での雇用創出の遅れ等により、職に就けない等の問題が深刻化していた。介護や子育てを一人で担っているケースや、災害により身内を失い突如として経済的自立を求められたケース等、抱えている状況は一人ひとり異なる。被災地域で誰もが雇用機会を得られるような支援や起業活動を支援する取組み等、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援が必要である。

| 悪化する男女の雇用格差

内閣府が発行する定期報告書『日本経済 2012-2013』によると、東日本大震災の被災地において、「女性の雇用情勢は男性よりも厳しい」、特に被災地の沿岸部では、「主要産業の1つであり、かつパート労働者を含む女性の雇用が多かった水産加工業が津波により多大な被害にあったため、女性の雇用情勢が特に厳しい」という指摘がある。さらに、子育てや介護のため通勤場所や就労時間に制限を持たざるを得ず、パート労働者として就くことを望む女性が多いことから、雇用のミスマッチが生じていると記されている。

| 多様な就労の開拓と事業創造

生活困窮者を支援していたある団体は、震災を機に市の委託を受け、2012年6月に相談センターを開設し、就労支援を開始した。センターでは、ハローワークで適職が見つからない人のほか、DV被害者や引きこもりといった様々な相談も受け入れた。

本人や家庭等の事情からフルタイムで働くことが難しい女性の就労場所としてカフェを開設するなど就労場所の開拓を行った。また、生活の自立を目指す被災者らを対象に、社会とのつながりを取り戻し、就労意識を高めることを目的に、企業や団体での「職業体験実習」を事業化した。

| 活動のポイント！

- センターには女性の管理職や相談員を配置し、女性相談者が来訪しやすく話をしやすいようにした。
- 就労先を紹介する際、その職種や業種について、性別にこだわらないよう心掛けた。
- 相談者の状況に応じつつ、短期的な就労ではなく「就労による自立」を第一に考える伴走支援を目指した。
- 相談員は、キャリアコンサルタント等の資格取得や研修等でのキャリアアップを図るなど、ソーシャルワーカーとして研鑽を続けた。
- 就職活動に限らず、健康面、精神面、生活面のあらゆる相談を受けつけた。必要に応じ、生活支援事業担当や外部の福祉・医療機関と相談者をつなぐ役割を担った。
- 被災者の自立につながりそうな就労支援の枠組みを市に提案し、事業化した。

| 参考事例、関連資料

- 復興庁 (<https://www.reconstruction.go.jp/>) /男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～No.32、No.33
- 内閣府 (<https://www5.cao.go.jp/>) /白書等(経済財政白書、世界経済の潮流等) /日本経済 2012-2013 第1章 /第2節 東日本大震災からの復旧・復興の現状と課題